

# 農地 Q&A

Q

私は平成 10 年に父から市街化調整区域内の農地を相続しました。その農地について相続税の納税猶予を受けています。最近地域の担い手から農地を貸してほしいといわれています。自分も高齢になって耕作を続けることが負担になっているので貸したいのです。貸した場合、納税猶予は継続されますか？

A

平成 21 年に農地法が改正され、農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けた農地については、貸し付け後 2 か月以内に税務署に手続きを行うと「特定貸付け」という事で納税猶予が継続できるようになりました。ただし、「特定貸付け」を行った場合は納税猶予の免除要件が「20 年営農を続けた場合」から「相続人が死亡した場合」に変わります。なお、市街化区域内の農地を貸付けた場合は扱いが異なりますのでご注意ください。

お問合せ 松本市農業委員会事務局 電話 34 - 3226

## よもやまばなし



笹賀地区 農業委員 北川和宏

### 笹賀今昔物語

笹賀は、南は洗馬、北は島立に接し、奈良井川に沿った細長い地区です。人呼んで「うなぎの寝床」。古きより奈良井川の恵みを受け農業が営まれてきましたが、昭和 40 年頃より、住宅団地の造成、商工業の進出、県営松本空港の建設、高速道路の開通、区画整理事業の取り組みなどにより、調和のとれた農商工業地域へと大きく変貌して参りました。明治時代、笹賀村が発足した当時の人口は 2764 人、世帯数 521 戸だったそうですが、現在は人口 1 万 1432 人、世帯数は 4464 戸（平成 24 年 10 月 1 日現在）となり、以前の村の姿を大きく変えています。そんな中でも、農業は変わりなく営まれております。私の住む二子地区は、うなぎの尻尾に当たり、昔から水には大変苦労した所です。水は生命に関わる大切なものであり、米作りや飲用水として用いるため、命

がけで守ってきました。渇水期には幾多の水争いが村内はもとより、隣村などともあったそうです。そのたびに皆で知恵を出し合い解決して来た歴史があります。今は使われていませんが、私の近くには水田用の井戸が数多く残っています。圃場整備に至っており、水の争いはなくなりましたが、後継者不足という新たな問題が頭を痛めます。先人たちに負けることなく、地域全体で知恵を出し、明るい未来を作っていきたいものです。



今は使われなくなった井戸

## 編集後記

農業委員改選により、新しく 49 名の委員が誕生し活動を開始しています。

今年には猛暑対策など農作物の栽培管理、大型の台風 17 号による収穫時期の果樹類への対応など、自然に左右される農業を実感した一年でした。農政では「人・農地プラン」が動き出し、農地集積による遊休荒廃農地解消に期待がかかります。編集委員も一新して農家の皆様へ情報提供していきたいと思えます。ご意見・情報など何なりとお寄せいただければ幸いです。

【農業委員会だより編集委員会】

- 編集委員長 堀内 忠雪
- 副委員長 百瀬 貞雄
- 委員 荒井 和久
- 百瀬 道雄
- 田中 悦郎
- 赤羽 隆男
- 金子 文彦
- 古沢 明子
- 百瀬 秀一
- 中島 孝子
- 赤広 章子
- 高山 里子
- 長谷川和代